

令和5年7月

第5回

横手市議会
臨時会議案

令和5年第5回横手市議会7月臨時会議案一覧表

(1) 報告第18号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第19号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第20号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第21号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 議案第80号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第4号)			予算書の頁

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月18日提出
横手市長 高橋 大

専決第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年6月19日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年3月13日（月）午前8時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 163,724円 |

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月18日提出
横手市長 高橋 大

専決第19号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年6月27日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年6月8日（木）午後2時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市外 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 61,710円 |

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月18日提出
横手市長 高橋 大

専決第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年6月28日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年4月9日（日）午後11時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 25,135円 |

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月18日提出
横手市長 高橋 大

専決第21号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年7月5日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年5月24日（水）午後4時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 170,690円 |

議案第80号

令和5年度横手市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,006,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月18日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,935,170	41,278	8,976,448
	2 国庫補助金	4,154,355	41,278	4,195,633
16 県支出金		4,101,288	23,636	4,124,924
	2 県補助金	1,864,961	23,636	1,888,597
19 繰入金		4,627,795	32,886	4,660,681
	2 基金繰入金	4,546,470	32,886	4,579,356
歳入	合計	59,908,300	97,800	60,006,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,151,070	47,272	15,198,342
	1 社会福祉費	8,504,522	36,672	8,541,194
	2 児童福祉費	5,550,880	10,600	5,561,480
4 衛生費		6,971,078	42,450	7,013,528
	1 保健衛生費	4,044,422	42,450	4,086,872
7 商工費		2,501,229	8,078	2,509,307
	1 商工費	2,501,229	8,078	2,509,307
歳出	合計	59,908,300	97,800	60,006,100

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,935,170	41,278	8,976,448
16 県支出金	4,101,288	23,636	4,124,924
19 繰入金	4,627,795	32,886	4,660,681
計	59,908,300	97,800	60,006,100

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	15,151,070	47,272	15,198,342	13,156	23,636			10,480
4 衛生費	6,971,078	42,450	7,013,528	23,627				18,823
7 商工費	2,501,229	8,078	2,509,307	4,495				3,583
計	59,908,300	97,800	60,006,100	41,278	23,636			32,886

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	901,863	41,278	943,141	1 総務管理費補助金	41,278	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 41,278
計	4,154,355	41,278	4,195,633			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	556,158	23,636	579,794	1 障がい者福祉費補助金	3,027	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 3,027
				3 高齢者福祉費補助金	15,309	介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 15,309
				6 児童福祉費補助金	5,300	保育施設等物価高騰対策事業費補助金 5,300
計	1,864,961	23,636	1,888,597			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,948,189	32,886	2,981,075	1 財政調整基金繰入金	32,886	財政調整基金繰入金 32,886

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	4,546,470	32,886	4,579,356			

3. 歳出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3障がい者福祉費	87,152	6,054	93,206	4,712			1,342	18負担金補助及び交付金	6,054	地方創生臨時交付金事業 障害者支援施設等物価高騰対策事業 6,054
4高齢者福祉費	433,935	30,618	464,553	23,830			6,788	18負担金補助及び交付金	30,618	地方創生臨時交付金事業 介護保険施設等物価高騰対策事業 30,618
計	8,504,522	36,672	8,541,194	28,542			8,130			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1児童福祉総務費	1,117,861	10,600	1,128,461	8,250			2,350	18負担金補助及び交付金	10,600	地方創生臨時交付金事業 保育施設等物価高騰対策事業 10,600
計	5,550,880	10,600	5,561,480	8,250			2,350			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	446,795	42,450	489,245	23,627			18,823	18 負担金補助及び交付金	42,450	地方創生臨時交付金事業 二次救急医療機関物価高騰対策事業 42,450
計	4,044,422	42,450	4,086,872	23,627			18,823			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 観光費	149,726	8,078	157,804	4,495			3,583	18 負担金補助及び交付金	8,078	観光振興総務費 8,078
計	2,501,229	8,078	2,509,307	4,495			3,583			